

役員改選の事務について

(2) 投・開票事務について (案)

1 会長の選出

(1) 候補者2名未満の場合

- ※ 運用方針第3項第2号に基づき、常任理事会で協議する。
(3月19日(月) 予定)

(2) 候補者が3名以上の場合・・・常任理事の選考投票により候補者2名を決定

- ※ 運用方針第4項に基づき、常任理事による単記無記名投票で会長候補者2名を決定する。(3月19日(月) 予定)

(常任理事会)

- ① 候補者名簿の候補者名の確認(読み上げ)・・・選挙委員会委員
- ② 投票用紙の配布・・・選挙委員会委員
- ③ 投票箱に投票(投票漏れがないか確認)
- ④ 開票・・・選挙委員会委員
- ⑤ 開票結果の発表・・・上位2名の者を選挙委員会の代表が発表
※ 同得票数者があり選考できない場合は、同得票数者について再投票(単記無記名)

(3) 候補者が2名の場合(上記(2)の選考の結果を含む)・・・理事会での投票で選出

- ※ 運用方針第5項に基づき、理事による単記無記名投票を行う。
(3月27日(金) 予定)

(理事会)

- ① 候補者名簿の候補者名の確認(読み上げ)・・・選挙委員会委員
- ② 投票用紙の配布・・・選挙委員会委員
- ③ 投票箱に投票(投票漏れがないか確認)
- ④ 開票・・・選挙委員会委員
- ⑤ 開票結果の発表・・・~~上位2名の者~~を選挙委員会の代表が発表
※ 同得票数の場合は、くじにより選出